道立江差病院だより ☎0139-52-0036

外来診療体制・12月の診療予定

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

総合診療内科	午前　月から金曜日（午前11時までの受付）
発熱外来	午後　月から金曜日（午前8時45分～午後1時　電話受付、午後1時30分～診察）（完全予約制）熱や咳などの症状のある方は来院前に必ずお電話ください。
整形外科	午前　月, 火, 木, 金曜日 午後　水, 金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前　月から金曜日（初診は月,火,木,金曜日。水曜日の再診は予約のみ） 午後　月,木,金曜日（初診は月,金曜日。木曜日の再診は予約のみ）
消化器内科	午前　5日(火),12日(火),26日(火)（午前11時までの受付） 午後　6日(水),13日(水),14日(木),27日(水)
呼吸器内科	午前　金曜日（午前11時までの受付） 午後　木曜日
神経内科	午前　8日(金),22日(金)
総合診療（外科）	午前　火から木曜日
外科	午前　8日(金)（午前11時までの受付）
小児科	午前　月から金曜日 午後　火と木曜日（午後３時～午後４時の受付）
泌尿器科	午前　月から金曜日 午後　木曜日
精神科	午前　月から金曜日（初診は完全予約制） 午後　月,火,木曜日（完全予約制）
産婦人科	午前　4日(月),5日(火),11日(月),12日(火)（午前11時までの受付） 午後　4日(月),11日(月)
耳鼻咽喉科	午前　5日(火),6日(水),13日(水),14日(木),19日(火),20日(水),27日(水),28日(木)（午前11時までの受付） 午後　13日(水),27日(水)
眼科	午前　14日(木),21日(木)（予約以外の初診受付午前11時まで） 午後　6日(水),13日(水),20日(水)　コンタクトレンズを希望する患者様へ　当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。
皮膚科	午前　火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。
※診療受付時間
午前･･･8時00分～ 11時30分（初診の方は、9時00分～）
午後･･･1時00分～　2時30分
予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

どっちを選択？手指衛生のキホン

コロナやインフルエンザの流行により、手のアルコール消毒は私たちの生活になじみのあるものとなりました。しかし、アルコール消毒が効かない病原体もいます。どのように使い分けたらよいか、選択基準をお伝えします。

手洗いが有効なとき

・トイレのあと
・ノロウイルスや、プール熱などを引き起こすアデノウイルスなどに感染したとき

アルコール消毒薬が有効なとき

・コロナやインフルエンザなどに感染したとき
→石けんに比べて、手についた病原体を素早く減らす
→場所を選ばず、手洗いよりもかかる時間が短い

※アレルギーなどでアルコールを使用できない方もいると思います。臨機応変に選択してください。

グローブのつけっぱなしはキケン？！すぐに交換！！

感染対策としてグローブ（手袋）は有効ですが、同じグローブのまま手指衛生をせずに次々ものを触るのは、汚れをひろげるだけなので危険です。また、グローブの上から手指消毒剤を塗っても効果はありません。

個人防護具はやみくもにつけるのではなく、正しくつけて正しく使うことが重要です。

冬は感染症がひろがりやすい時期です。手指衛生をして、自分の身を守りましょう。

感染管理認定看護師　森山めぐみ

・**お知らせ**：道立江差病院では、X（旧Twitter）による情報発信を行っています。当院の取り組みや診療情報を提供いたしますので、右の二次元コードからぜひフォローお願いします。
・**お薬が不足しています**：新型コロナウイルス、インフルエンザの感染拡大に伴い、全国的にせき止め薬、痰を切る薬の処方需要増加により、一部のお薬で十分な供給ができない状況です。患者様におかれましては、状況をご承知の上、市販の風邪薬などについてもご検討いただきますようお願いします。

法テラス江差通信（第162号）

法テラス

●お問い合わせ　法テラス江差法律事務所　TEL 050・3383・5563

～IT化～

「A（原告）が函館地方裁判所江差支部（以下「江差支部」といいます。）に対し、B（被告）に200万円を請求する旨の訴状を提出した。」という事例をもとに、訴訟手続のIT化について、お話しします。なお、A、Bいずれも弁護士が代理人として就いているものとします。

以前は、第一回口頭弁論期日（「期日」とは審理が行われる日のことです。）が指定されると、その期日までにB代理人が請求を棄却するよう求める簡易な書面（答弁書）を提出された後、A代理人が同期日に江差支部の法廷に出頭し、裁判官とA代理人が訴状や答弁書および証拠を確認し、その期日は終わっていました。なお、次の期日以降は、B代理人も期日に出頭しますが、双方が電話会議の形で出頭することはできず、当事者の一方が必ず江差支部に赴く形で出頭しなければなりませんでした。

ところが、現在は、これと大きく異なります。

まずは、通常、第一回口頭弁論期日が職権により取り消され、A側B側いずれもがパソコンで期日にウェブ参加する形を採ります。判決が予定される場合では、一度は法廷での手続を経ることが多いですが、和解で終結する場合には、最初から最後までウェブ参加で対応することもあり得るようになりました。これは、裁判所に移動する時間をカットできるようになり、また電話による期日の進行よりも関係者の表情なども見ながら手続を進めることができるので、やりやすさを感じています。

以前は、ウェブ参加の形を採れる類型が限定的でしたが、今後は人事訴訟（離婚など）など他の類型でもウェブ参加が可能になる予定です。

次に、訴えの提起後は、AB双方の代理人がそれぞれ主張を明らかにする書面を提出します。現在はFAXで提出することが多いのですが、徐々に、ウェブで提出することができる仕組みが導入され始めており、令和5年11月28日から江差支部でも導入される予定になっています。

相談のご予約は
050・3383・5563
までお願いします。

（法テラス江差　弁護士　川口　智博）